

私は日本共産党を代表して質問いたします。

最初に市長の政治姿勢についてであります。

核兵器廃絶について伺います。

4月5日にプラハで行ったオバマ大統領の演説は、米国大統領として初めて「核兵器のない世界」を追求することをアメリカの国家目標とすると宣言したものです。

広島・長崎への核兵器使用が人類的道義にかかわる問題であることを初めて表明するとともに、その立場から核兵器廃絶にむけた責任について語り、世界の諸国民に協力をよびかけています。

わが党の志位委員長は、4月28日、核兵器廃絶という人類的課題の一点にしぼり、オバマ大統領に書簡を送りました。

書簡では、プラハでのオバマ演説に「心からの歓迎」の気持ちを伝えるとともに、「核兵器廃絶のための国際条約の締結をめざして、国際交渉を開始するイニシアチブを発揮すること」

「2010年の核不拡散条約再検討会議において、核保有国によって、核兵器廃絶への『明確な約束』が再確認されること」の2点を要請しました。

5月16日、米国政府からは書簡に対する感謝の意を表する返書が届けられました。

アメリカに前向きの変化を促した根本の力は、平和を願う世界諸国民の運動であり、核兵器問題の帰すうを決めるのも、世界諸国民の運動です。

来年5月には、核不拡散条約再検討会議が開かれます。この会議に向けたこれから1年間の国際世論の動きは、特に重要であります。

福山市からも、市長を先頭として、「核兵器廃絶」の力強いアピールを、改めて世界に発信されてはいかがでしょうか。

被爆県ヒロシマの第二の都市、福山市からのアピールは、国際世論を大きく動かす力となることは、間違いありません。市長のご決意と、ご所見をお示しく下さい。

## 国保行政について

高い国保税を引き下げてほしいという切実な願いが渦まいています。

ところが福山市は、新年度の国保税について  
基礎課税分 4 8 4 4 円 介護分 1 1 1 9 円 後期高齢者支  
援分 1 8 2 5 円の合計で、1人当たり 7 7 8 8 円引き上げを  
計画していますが、

基礎課税分で広島県内市第 1 位、後期高齢者支援分との合  
計では、第 3 位という高い課税となり、市民生活をますます  
困窮させるものとなります。

経済状況は、中小業者の仕事が全くないなど、100年に  
一度の大不況といわれる中、さらに追い打ちをかける国保税  
の引き上げは、あまりにも酷であります。

議案から試算すれば、今回の国保税引き上げを取りやめる  
には、12億9335万1000円の財源が必要であります。

現在、国保会計には、基金が17億8635万1000円、  
前年度黒字分が5億9715万1000円、

計23億8350万2000円の財源があります。これら  
を活用して、国保税の引き上げを中止し、引き下げを行うこ  
とを求めるものです。

ご所見をお示しく下さい。

## 資格証明書について

市長は「資格証明書は、基本的に発行しない」との見解を明らかにされ、18歳以下の子どもには、短期保険証で対応するなど、発行抑制に努めてこられたところです。

しかし、2009年4月1日で、1849世帯の資格証明書が発行されております。これは、広島県内市で最多の件数であります。

国民健康保険は社会保障制度の重要な一環であり、10割の医療費を準備することができず、重症化や手おくれになったという事態を引き起こしてはなりません。

名実ともに、資格証明書の発行は行わないことを求めるものです。今後の具体的なあり方について、お示しください。

つぎに、一部負担金減免制度を拡充し、実効あるものとすることを求めます。

国民健康保険法第44条は、特別の理由のある被保険者で一部負担金を支払うことが困難な人について、窓口で支払う医療費一部負担金の免除、減額、及び徴収猶予が出来るとしています。

福山市における近年5年間の申請数と適用実績を、お示しください。

リストラや派遣切り、営業不振などで生活が困窮している世帯に対し、医療費一部負担金の免除、減額、及び徴収猶予制度が実際に活用できるよう、要綱・規則を拡充することを求めます。

特に、前年度所得の50%激減条件は、取り払うことを求めるものです。

また、広島市のように、生活保護基準の130%以下の低所得者の医療費を軽減できる減免基準とすることを求めるものです。

いつでも、誰でも申請ができるよう、国保窓口に、一部負担金減免申請用紙を置くことを求めるものです。以上についてご所見をお示しく下さい。

## 介護保険制度についてお伺いします

介護保険制度は、制度開始から 10 年目を迎えました。

家族介護の負担はいまも重く、全国では年間 14 万人が家族介護のために仕事を辞めている、とも言われます。

また、高い保険料と利用料を負担できず、制度を利用できない低所得者も少なくありません。

さらに、介護を苦しめた痛ましい事件も続いています。介護保険制度を真に市民の立場で改善することは、緊急の政治課題です。

四月から、要介護認定審査の認定方式が変更になりました。

これについて、6 月 8 日の民生福祉委員会の答弁では、5 月末までに、5 4 2 件の申請があり、そのうちの 4 2 %にあたる、2 3 1 件が認定変更とのことでした。軽度判定された人は 1 2 2 件、重度判定に変更された人は、1 0 9 件でした。

答弁では「全体として、新基準と旧基準による変動はあまりない」との認識が示されましたが、介護認定基準の変更の影響で、軽度判定された利用者があることは明確です。

市内の高齢者夫婦の男性は、7 0 歳代ですが、ガンを患い、入退院を繰り返す状況で、介護度は要支援 2 です。

妻は認知症を患っていましたが、自立生活を送りたいとの理由から、これまで介護保険を利用していませんでした。

しかし、家事負担に限界を感じ、5月に、初めて介護認定申請を行いました。

担当のケアマネジャーは、「少なくとも介護度1にはなる」と考えていましたが、実際の認定結果は、「自立」でした。この結果に、ご家族もケアマネジャーも「愕然とした」と言います。

真に、利用者の体の状態が回復し、介護度が軽くなるのであれば、本人と家族にとって、喜ばしいことですが、旧基準では、明らかに要介護となる人が、新基準で、介護を利用出来なくなる事態は、あってはなりません。

市独自で、介護度が下がった利用者の詳細な実態調査を行い、認定制度について、検証することが必要です。市内の軽度判定された利用者の実態把握を求めます。

また、新たな要介護認定システムを中止して、ケアマネジャーなど現場の専門家の判断で、介護が提供できるよう、政府に改善するよう求めます。

**次に介護労働者の報酬単価について、お伺いします。**

介護報酬の単価が引き上げられましたが、介護現場では職員給与へは、反映されてないと仄聞します。

今回の引き上げ措置は、利用料に跳ね返る仕組みなので、「利用者のことを考えると負担増となりおかしい」との、声も寄せられます。

介護報酬の引き上げが、市内の介護従事者と利用者へどのような影響を及ぼしているのか、現状をお示し下さい。

次に、利用料負担についてお伺いします。

急激な景気悪化が、高齢者の介護と生活に深刻な影響を及ぼし、必要なサービスを削る状況が起きています。また生活実態に鑑み、市独自の介護サービス利用料金の抜本的な負担軽減策の構築を求めます。以上についてお答え下さい。



## 後期高齢者医療制度について伺います

後期高齢者医療制度が実施され、一年が過ぎました。

政府・与党は、「制度への理解は浸透しつつある」との認識を示していますが、医療関係者、当事者からの反発は依然根強く、浸透どころか、「後期高齢者医療制度そのものを廃止してほしい」という声はさらに広がっています。

政府与党の見直しで、保険料を口座振替へ変更できるようにしましたが、負担が重いため、滞納が増える恐れがあります。滞納すれば、75歳以上の高齢者から保険証取り上げという深刻な社会問題を引き起こし、制度の基盤を揺るがすこととなります。

改めて、後期高齢者医療制度の廃止を、政府に求めることを、要望します。次に、以下の項目について、お示し下さい。

- 一． 市内の、年金天引きでない普通徴収のうち、75歳以上の夫婦世帯で、生活保護水準以下の世帯数と人数をお答え下さい。
  
- 一． 年金年額18万円以下の世帯で、後期高齢者医療保険料と、介護保険料が年金額の2分の1を超える世帯と人数をお答え下さい。

- 一. 厚生労働省は、「75歳以上の高齢者の後期高齢者医療保険証を取り上げない」という通知案をまとめたと報じられています。福山市の資格証明書発行の基準についてお示し下さい。
  
- 一. 政府に対し、「資格証明書」の制度そのものを、撤回するよう要望することを求めます。

以上についてお答えください。

## 商工労働行政について

世界同時不況が日本経済を直撃し、中小企業・中小業者の経営は深刻です。

福山市として、中小企業・中小業者を危機から救う緊急対策を実施することを強く求め、以下のことを提案します。

1. 小規模事業者登録制度を創設すること。
1. 住宅リフォーム助成制度を創設すること。
1. 公共事業の生活密着型、住民要求実現への転換をはかること。生活道路・水路の維持改良、側溝や公園の清掃、山林保全など、環境整備や防災などの公共事業を拡充し、雇用の確保を図ること。
1. 国にたいし、緊急保証の業種指定と部分保証を撤廃するよう求めること。市は、それに先駆け、対象から外れている業種への、独自の保証制度を創設すること。

以上、それぞれの実現を求めるものですが、ご所見をお示しください。

## 「派遣労働」問題について

この間、大企業は競い合って「非正規切り」をすすめ、さらに雇用破壊の波は正社員にも及び、失業率は5%を超えるまでに急激に上昇しました。

報道によると、県内で6月末までに約6400人が新たに「派遣切り」されるとのことですが、  
福山市の実態について、その具体をお示してください。

国に対して、労働者派遣法を1999年の原則自由化前に戻し、非正規雇用から正規雇用へと雇用政策を抜本的に転換するよう、強く要請して下さい。

以上について、お答えください。

また、以下の点についてお答えください。

1. 福山市の誘致企業に対し、「派遣切り」をしないよう、直接申し入れること。
2. 派遣切りやリストラを受け、働く場を失った人に対する支援策をいっそう強化すること。  
  
① 緊急雇用相談の成果について、雇用を確保することができた人数、期間など、主な成果と内容の具体をお示してください。

緊急雇用相談窓口の継続と場所の移動を市民に広く広報し、取り組み内容を充実させること。

② 住居喪失者、路上・車上生活者を把握し、食事、医療、住居の確保などを行政の責任で行うこと。生活保護申請など生活支援を進めること。

③ 12月末に大量解雇された人たちが6月末で失業給付の期限切れを迎えるにあたり、新たな支援策を講じること。具体的な方策をお示してください。

1. 仮称・失業対策雇用制度を創設し、公共事業の分野で失業者の働く場を確保すること。

## 農林行政について

市街化区域内における、農地についてお伺いします。市街化区域内の農地は、新鮮で安全な農作物を供給するとともに、緑の環境や防災空間、市民の憩いや教育の場など、多面的な機能を果たしています。

わが党の調査によると、市内の市街化区域農地は1996年から2002年までの7年間で、およそ134万平方メートル減少し、周辺町合併後の、2007年から今年度までに45万平方メートルも減少しています。毎年約20万平方メートル強も減少していることとなります。

その原因は、開発などをすすめ「都市に農地はいらない」と邪魔者扱いにしてきたこれまでの政府の都市政策にあることは明らかですが、高い固定資産税や相続税など、重い税負担が重要な契機となっていると思料されます。

多治米町で稲作を営む男性は、3685㎡の田を所有していますが、この農家の固定資産税は、44万3千円余、都市計画税は、9万5900円余で、約53万9千円の税額です。

1000㎡あたりの換算では、14万6千円余です。また、米の売買による収入は、生産者米価を1kg当たり190円で計算すると、1000㎡あたり、400kgの収穫の場合には、7万6千円の収入で、差し引き、7万円余も赤字となります。

米を作れば作るだけ赤字となるため、この農家は「いつ辞めるか悩む」と言いますが、市街化区域内の水田が果たす、夏の周辺温度の低下作用や、地域住民が教育活動に活用し、地域から存続要望が強いなどの理由により、歯をくいしばって続けています。

米の販売価格より、税額の方が高い状況では、農家の生産意欲を低下させ、都市機能に不可欠な農地の多面的な役割を失うこととなります。市内の市街化区域内で農業を営む現状と、都市機能の面からみた都市農業の重要性を、どのように認識しているか、お示し下さい。

また次のことを求めます。

- 一．生産緑地の新設と、追加指定を行うこと
- 一．市内の市街化区域内の農地の固定資産税を減免すること
- 一．政府に対し、都市農業を都市計画法に位置付けるよう、要望すること。以上についてお答え下さい。

## 芦田町圃場整備について

2009年3月13日に、北部建設産業課の職員2名が福山東警察署から虚偽公文書作成、同行使の疑いで書類送検されました。

内容は、芦田町の土壁上地区で、すでに建設残土で埋め立て、整地されていが、農地としては利用されていなかった土地を、圃場整備事業により地番などを整理するとして、虚偽の書類を作成して広島県に提出し、事業認可を受けたものです。

この圃場整備事業について、施行者は土地改良区となっていますが、土壁、山の田両事業とも本市職員2名が関わり、事業認可書類等の作成を行っていました。

そこで以下の点についてお聞きいたします。

- 1、市職員は、その職務を執行するときに、上司の判断を仰がず、独断で決済することができるのでしょうか。できるとすれば、どのようなときか。お示してください。
- 1、両圃場整備事業が行われた理由として、地番の整理のためといわれていますが、なぜ地番の整理が必要だったのか、明らかにすること。
- 1、山の田地区の、測量費、換地費は、どこから支出したのか。支出元を明らかにすること。



1、本来なら、土地改良区が行わなければならない圃場整備を福山市が行ったのはなぜか。理由について明らかにすること。

1、虚偽公文書作成をした職員の処分はどのようにされたのか。

以上について、お答えください。

## 建設・都市行政について

幹線道路建設問題の各路線における問題点を質問いたします。

福山道路について、

福山市は、山北地区の里道をはさんで共有地に対向する民有地の境界確認について、手続き中であるとしていますが、事業者である国は、すでに確定杭を打っています。

国は、土木管理課の了解のうえ確定杭を打ったとしています。

しかし、福山市の共有地を管理する管財課は立会いは行ったが、境界確認の印鑑は押していません。

管財課が、認めていない境界確認を、土木管理課が了解とすることは許されません。

当民有地の境界確認は、白紙に戻すことを求めるものです。ご所見をお示しくください。

山北地区では、事業者が設計協議の日程などについて瀬戸学区幹線道路対策協議会役員会に諮り決めているとのことです。

山北地区には、同協議会の理事がいるにも関わらず3年間も案内もせず、役員会だけが国、県、市との窓口となっています。

この状況は、国の方針である真の意味での PI, 「住民への合意形成」の趣旨から見ても問題ではありませんか。

事業者が、同協議会内の事として放置するのではなく、住民の代表を含めた協議会にするよう積極的に指導するべきではありませんか。

ご所見をお示しく下さい。

### 福山西環状線について

駅家町近田沖町内会では、5月21日「福山西環状線道路の沿線に暮らす心配でならない住民達よりの会」から、広島県知事宛に「もう一度事業説明会および設計協議を開催してください」との嘆願書が44世帯98人から提出されました。

しかし、県と市は6月9日に、嘆願書に署名された方を戸別訪問し、留守宅には1週間後の「6月16日までに連絡せよ」と置手紙をしています。

住民は、訪問した県・市に対し「突然こられても返答できない」「会を通してくれ」と怒り、混乱も生まれています。

事業者である県は、設計協議確認書締結を急ぐのではなく、設計協議を再開し、住民の意見を十分聞くこと、説明責任が果たせるよう事業説明会までに立ち返ることを求めるものです。

ご所見をお示しく下さい。

## 福山沼隈道路について、

光学区右岸地区 中ノ丁町内会では、5月15日、「福山沼隈道路に関する設計協議確認書について」と題して、町内会員を対象とした会合が開かれ、広島県、福山市の職員も参加しました。

会合は、4月26日に行われた町内会の設計協議書の意見をまとめるため、「行政の説明を再度聞きたい」として、急遽行なわれたものです。

会合では、さまざまな質問が出され、「町内会としての意見は、まとめられない」との結論となったものです。

中ノ丁町内会の設計協議の確認書について、現在どのような扱いになっているのか、お示しください。

確認書が交わせないことになれば、いったん当事業は、白紙に戻すべきであります。ご所見をお示しください。

## 川南まちづくり事業について

日本共産党福山市議会議員団は、当事業予定地の約 1700 戸にアンケートを配布しました。

地権者から、「貴党が作成されたチラシを見て驚いています。当初の基本計画はいつ変更になったのですか？住民に詳しく知らせず、計画はどんどん変更し、道路計画のみ進めているのでしょうか？」と疑問が寄せられています。

このことは、これまで福山市が住民合意形成に向けて開催した説明会が、不十分であることを示しています。

また、「一部の地権者にだけ重い負担で不公平、道路、公園、調整池などの公共施設は国費でおこなうこと」「減歩率が高く地権者の利益にならない。税金も上がり生活が苦しくなるばかり。この計画が地権者のためになるのなら、もう何十年も前にできている。地権者のことを考えていない」

「土地が30%の減歩と聞いている。われわれが30年以上もかけて手に入れた土地をただで取り上げるのですか？」と地権者の反対の声が、相次いでいます。

新聞でも、09年5月、「川南土地区画整理事業を推進する住民の会」が行った全地権者に事業の賛否を問うアンケート結果で、明確に反対を表明した地権者は4%だったが、

「どちらでもない」が半数近くに迫るなど、計画への合意形成が進んでいない現状が浮き彫りになったことを報道しています。

このような中で、福山市が、合併特例債の期限切れが、近づいてくることを理由に強引に事業を進めることが許されるでしょうか。

川南まちづくり事業は、白紙に戻すことを求めるものです。御所見をお示しく下さい。

## 住宅政策について

全国14万戸、35万人が住んでいる雇用促進住宅を全廃して居住者の入居契約を打ち切り、追い出すというところでもないこと進められています。

雇用促進住宅は雇用政策だけではなく、国の「住宅政策5カ年計画」にも位置づけられ、公営・公団住宅と同様に国の公的住宅政策の一つの柱でした。

しかし、「官から民へ」という特殊法人改革のなかで住宅の建設・管理から撤退し、取り壊し、民間企業へ売却する方針が一方的に決められたのです。

雇用促進住宅の2012年までの完全廃止方針は、自民・公明政権が閣議決定したのです。

「特殊法人改革」は、国の都合で始まったものであり、入居者に、不当な退去を迫ることは、人権侵害であります。

今、非正規雇用やワーキングプアの増大で、“住宅なし貧困層”も増えています。

雇用促進住宅の全廃は、さらに多数の住居なし貧困層を生み出すものです。国に対し居住権を奪う不当な雇用促進住宅の全廃をやめることを強く求めて下さい。

同時に、福山市営住宅の拡充を求めるものです。

福山市住宅マスタープランは、政府の「持家政策」に基づくものであり、市民をとりまく経済環境とはかけ離れています。経済悪化や高齢化が進んでいる今日、公営住宅の役割はますます重要です。

- 1、住宅マスタープランを、今日の社会事情や経済事情に見合うものに直し、市営住宅政策の拡充を行うこと。
- 1、住宅のバリアフリー化を大幅に進め、高齢者や障害者の入居希望に速やかに応えられるものとする事。
- 1、母子世帯等の経済的に困難を抱える世帯が、速やかに入居できるよう、需要に見合った供給を行えるようにすること。
- 1、低所得を余儀なくされている若年単身者向けの公営住宅を開設すること。
- 1、ホームレスの定住施策や派遣切りなどで住居を失った人に、直ちに住居を保障することができるよう、市営住宅をいつでも活用できるようにすること。緊急一時保護施設としても、整備すること。

以上、それぞれについてお答えください。



## 駅前地下送迎場計画について

現場の状況をみると、城台などの石垣は、すでに撤去されているようであります。

これまでに撤去された外堀の石垣も含め、石はどこに、どのように保存してあるのか、お示してください。また、記録は、どのようにされたのか、お示してください。

福山駅前には滲出水が多く、地下工事にあたっては、危険であると指摘されているところでもあります。

この事業は、わずか20台の駐停車のために、15億円余の多額の税金を投入することや、構造的にも交通事故などの危険性が高いなどが指摘され、市民からも、地元町内会からも、合意・理解がえられておりません。

新聞報道によると、福山駅前商店会と元町、三の丸町、東桜町の3町内会は8日、福山市に対し公開質問会の開催を求める要望書を提出したとのことでもあります。

地下送迎場の整備については、いったん取りやめ、専門家や市民全体の意見を改めて集約し、その意向を生かすべきではありませんか。

以上それぞれについて、回答を求めます。

### 鞆町埋め立て架橋計画について

福山市と広島県が共同で行おうとする当事業は、県が国交省に埋め立て免許の認可を申請し、すでに1年が経過しています。

国交省が求めた3分野20項目にわたる補足説明の追加分は、今だ提出されていないとのことであります。

県・市が、認可審査を進められない状況を、作っているにもかかわらず、市長は埋め立て架橋計画を行う「鞆町マスタープラン」を前提とした、まちづくりを進めようとしています。

このような、法手続きを無視したあり方は、ゆるされるものではありません。

いたずらに、鞆町民を二分した争いに巻き込むのではなく、埋め立て架橋計画は撤回し、遅れている住環境整備や防災対策、歴史的建造物の保存・改修などに、鋭意取り組むべきではありませんか。

現状に対する、市長の認識をお示しくください。

鞆町の生活環境整備は、大幅に遅滞しています。鞆町住民から「長年、市は鞆町を放置してきた」との声を多々聞くところでもあります。

速やかに、生活環境整備を進めることを求めるものです。

- 1、公共下水道の敷設を急ぐとともに、個人浄化槽の設置補助を含め、鞆町の地理的条件に即した下水処理整備を急ぐこと。
  
- 1、空地、空家の買い上げなどで、車の離合地を増やし、時間差信号を設置するなど、通行の利便性を高めること。
  
- 1、道路の狭い地域でも、迅速な消火や救急活動が行えるよう、軽自動車の消防車、救急車、消防バイク車などを配備すること。
  
- 1、住民・市民とともに空家活用の知恵を出し合い、必要な助成制度を創設すること。
  
- 1、歴史的建造物については、大改築もできるよう、補助額を大幅に増やし、保存実績が上がるよう改善すること。

以上を求めるものです。ご所見をお示しくください。

## 子どもの貧困対策について

日本は今や、子どもの7人に1人が貧困で、OECD平均を上回る高水準の「子ども貧困大国」です。

原因は明白です。自民・公明政治による「構造改革」路線のもと、雇用や社会保障が破壊され、国民生活を守る防波堤が奪い去られた結果です。

貧困は子どもに対し、心身の発達、健康、学力形成をはじめ、さまざまな不利をもたらします。

今こそ、国と社会の責任で、国連子どもの権利条約にもとづく、「生きる権利」「守られる権利」「育つ権利」「参加する権利」を守るべきです。

福山市が、子どもの目線に立ち、深刻化する子どもの貧困問題に正面から向き合い、調査、研究を実施し、必要な積極的施策の具体を早急にはかることを強く求めるものです。

子どもの貧困について、現状と課題をどのように認識されているのか、お答えください。

また、以下のことを求めるものです。

1. 子どもの貧困の実態調査を実施すること。

1、「福山市次世代育成支援対策推進行動計画」の後期行動計画を策定するにあたり、「子どもの貧困の克服」の課題を明記し、計画の具体をはかること。

1、次の子育て支援制度を充実させること。

①市の乳幼児医療費助成制度を拡充し、子どもが中学校を卒業するまで、完全無料とすること。国に対し、子どもの医療費無料化制度を創設するよう求めること。

②就学援助制度を拡充すること。国に対し、2分の1の国庫補助を復活するよう求めること。

③すべての子どもに、地域で安全に、楽しく、豊かな遊びと学びを保障するために、各学区に計画的に児童館を設置すること。

⑤中学校において、自校方式による完全給食を実施すること。

以上についてお答えください。

## 教職員の多忙化解消について

子どもたちが生き生きと学び、豊かな人格形成を育むことのできる学校であるためには、先生が明るく元気いっぱいであることが必要です。

しかし、教育現場は、年々多忙化し、先生が子どもとたちにゆったりと向き合うことが出来ないとと言われて久しくなります。

「一カ月の時間外勤務80時間」は「過労死ライン」と呼ばれていますが、文部科学省が2006年6月から半年間行った、全国の小中学校教職員を対象とした実態調査では、長期休業を含む7月でも、時間外勤務が月平均80時間、学校で52時間、持ち帰り仕事が28時間ありました。行事の多い2学期は、それ以上の時間外勤務となっています。

福山市の教職員の状況は、初任者の病休や退職数の多さが新聞やテレビにも取り上げられるほど、異常な状況です。

「シラバス・カレンダー」をはじめとする膨大な市教委への提出書類に追われ、「子どもたちとかかわる時間が持てない。心と体が持たない」と、多くの教職員が職場を去りました。

9割を超える教職員が定年前に退職し、精神疾患は増え続け、現職死さえ引き起こしています。

教職員の過重労働や多忙化解消の取り組みは、どのように進められたのか、お示してください。

教職員の健康管理のために、その勤務の状況を的確に把握することが必要です。

厚生労働省が2001年に通知を出した「労働日ごとの始業・就業時刻の確認」について、福山市教委は、どのように徹底しているのか、また、各学校の入校・退校時刻記録はどのように行われているのか、具体をお示してください。

健康の保持増進のための措置として、校長は、教職員の健康を配慮して、職員の従事する作業を適切に管理するよう、努めなければなりません。

教職員にかかわる作業管理としては、

- ① 勤務時間の適正管理、
  - ② 休憩時間の完全保障、
  - ③ 仕事の量的な規制、
  - ④ 年次有給休暇の取得促進、
  - ⑤ 作業姿勢等にかかわる作業環境の適正化
- などが内容とされるべきだと考えられます。

これについて、市教育委員会の認識、及び取り組みと現状について、お示してください。

## 特別支援教育について

人は障がいがあっても、発達に限りはありません。国にたいし、特別支援教育において、子どもの「発達権」「学習権」を十分に保障できるよう、必要な人員と施設を大幅に拡充することが求められます。

以下の項目について、国・県に求めるとともに、市としても推進することを求めます。

1. 特別支援学級は、児童8人までは担任1人の配置基準で、指導に困難をきたしています。

国・県に対し、配置基準を改めるよう求め、福山市としても、行き届いた指導ができるよう、実態に即して教員配置をふやすこと。

また、特別支援学級の介助員並びに学校指導員の配置を充実させること。

1. 通常学級への特別支援教育コーディネーター設置について、支援学級担任が兼務し、負担が過重になっています。担任以外が専属で行うことができる制度とすること。

1. 巡回相談について、福山市として専門家や正規職員を配置し、相談に対し、専門的な対応と継続性を確保すること。



1. LD、ADHD、高機能自閉症などの児童生徒に対応する、軽度発達障害児支援教室を、専門職員を配置して設置すること。
  
1. 通級指導教室の設置基準を明確にし、通級指導教室を増設し、中学校にも新設すること。  
また、障害種別ごとの通級指導教室を設置すること。
  
1. 障害や発達上の課題を持つ乳幼児、児童生徒の実態を把握し、発達診断や教育相談、特別支援教育担当教員の相談にも当たれるよう、教育部局に（仮称）特別支援教育担当室を設置すること。

以上についてお答えください。

## 放課後児童クラブについて伺います

これまで多くの保護者の要求や、国のガイドライン等により、71人以上の大規模な放課後児童クラブは改善されつつあります。

改善効果についてお示し下さい。

60人以上のクラブは、70人以上のクラブと状況はあまり変わらないと仄聞します。

保護者らは、「隣の子と肘が当たり、それがきっかけで、トラブルに発展する」「筆記用具や消しゴムや教科書を間違えて使い、持ち帰ってしまうこともある」「話し声が大勢になると騒音となり、音に敏感な子どもは、教室から飛び出す」と訴えています。

これらの理由によりクラブの指導員は、「してはいけないルール」を多数作らざるを得ず、どうしても、約束を「守らせる」という管理的指導にならざるを得ません。そのため、一人一人の成長にあった放課後を過ごす、本来の学童保育事業を展開しにくい状況となっています。

市内クラブの実態を踏まえた、70人以下の放課後児童クラブが抱える、課題と、今後の方策をお示し下さい。

放課後児童クラブの保護者会が、クラブの教室を利用できない状況にある、と仄聞します。

指導員と保護者会が交流して、子どものことについて話し合い、情報交換をおこなうことは、子どもの健やかな成長を促すうえでも重要です。

保護者会活動が円滑にできるよう、保護者会の組織を支援すること、教室の利用改善を求めます。お答え下さい。

以上についてお答え下さい。

最後に、人権・同和行政について伺います。

近年、国民融合は急速に進み、旧同和地区の住環境改善、地区内外の結婚や交流がわだかまりなく進むなど、社会問題としての部落問題が基本的に解決しています。

差別の実態が解消している現在、住民の意識を取り組みの対象とすると、問題の本質が見えなくなります。

今日の到達点に立ち「遅れた認識」などの問題は、基本的人権の確立を目指す人権施策の中で解決すべきであります。

福山市の「差別がある限り、同和问题解決のために必要な施策を行う」との基本方針は、明確に撤回すべきであります。ご所見をお示しく下さい。

また、以下の点について、お尋ねいたします。

1、「解同」福山市協議会への団体補助金を廃止すること。

1、人権交流センター内の「解同」福山市協議会事務所の無償貸与については、速やかに解消すること。

1、町内会などの人権啓発学習は、開催するか、しないかも含め、あくまでも自主的な取り組みとし、おしつけの人権啓発活動は行わないこと。

1、コミュニティ館の活用は、広く市民全体の幅広い活用

を図るとともに、市民の要望が強い、児童館や福祉施設としての活用を具体化すること。

以上、それぞれについて、お答えください。

(以上で、日本共産党を代表しての質問を終わります。  
ご静聴、ありがとうございました。)